

公共政策系専門職大学院基準の改定について
 (新旧対照表及び改定の理由・内容)

2023年11月22日
 公益財団法人 大学基準協会

この度の公共政策系専門職大学院基準の改定にあたっては、改訂の幅が大きかったため、下線等で個々の変更箇所を示すことはせず、主要な変更点のみを抄出し、その理由・内容を明記した。

I. 「凡例」及び「公共政策系専門職大学院基準について」

新	旧	改定の理由・内容
(削除)	凡 例 関連法令等を以下のように略した。 「学 教 法」：学校教育法 「大 学」：大学設置基準(昭和31年文部省令第28号) 「大 学 院」：大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号) 「専 門 院」：専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号) 「告示第53号」：専門職大学院設置基準第5条第1項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年文部科学省告示第53号)	法令に係る事項を「基礎要件」として、「公共政策系専門職大学院に関する基礎要件データ」へ集約したため削除した

<p>公共政策系専門職大学院基準について</p> <p>(1) 公共政策系専門職大学院基準（以下「本基準」という。）は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が公共政策系専門職大学院の認証評価機関として、その評価を行うために設定したものである。</p> <p>本基準が対象とする公共政策系専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。</p> <p>① 公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンク、コンサルティングその他の民間企業等において必要な公共の課題の解決に資する専門的知識及び広い見識を身につけるとともに、ローカルからグローバルまで、公共政策の実践の場で学生が目指すあり方に応じて活躍できるよう、幅広い視野を有し、高い職業倫理観及びリーダーシップをもった人材を養成するという基本的な使命（mission）を有していること。</p> <p>② 授与する学位が、公共政策学修士（専門職）、公共法政策修士（専門職）、公共経済修士（専門職）、国際・行政修士（専門職）、公共経営修士（専門職）又はこれ又はこれに相当する名称のものであること。</p> <p>(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協</p>	<p>公共政策系専門職大学院基準について</p> <p>(1) 公共政策系専門職大学院基準（以下「本基準」という。）は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が公共政策系専門職大学院の認証評価機関として、公共政策系専門職大学院の認証評価を行うために設定したものである。</p> <p>本基準が対象とする公共政策系専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。</p> <p>① 公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材の養成を基本的な使命（mission）としていること。</p> <p>② 授与する学位が、公共政策(学)修士（専門職）、公共法政策修士（専門職）、公共経済修士（専門職）、国際・行政修士（専門職）、公共経営修士（専門職）又はこれらに相当する名称のものであること。</p> <p>(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。</p>	<p>大項目Ⅰで新たに加えた要素に応じて追加し、公共政策系専門職大学院の要件を明確化</p> <p>表記の変更</p>
--	--	---

会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 本基準は、以下の4つの大項目により構成されている。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程・学習成果、学生 |
| 3 教員・教員組織 | 4 専門職大学院の運営と改善・向上 |

(4) 基準の各大項目は、「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の専門職大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示している。

「基礎要件」及び「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、各専門職大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が専門職大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントを個別的に示したものである。このうち「基礎要件」は、法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものである（具体的な対象範囲は別に定め

公共政策系専門職大学院基準は、大学基準を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 公共政策系専門職大学院基準は、以下の7つの大項目により構成されている。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 使命・目的 | 3 教員・教員組織 |
| 2 教育内容・方法・成果 | 4 学生の受け入れ |
| (1) 教育課程・教育内容 | 5 学生支援 |
| (2) 教育方法 | 6 教育研究等環境 |
| (3) 成果 | 7 点検・評価、情報公開 |

(4) 基準の各大項目は、項目ごとに示した「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、さらに、各公共政策系専門職大学院固有の目的（以下「固有の目的」という。）を実現するために必要な要素について、大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、「本文」に定められた要素を満たすにあたって必要とされる諸点について、より具体的に定めたものであり、以下で記述するように、それぞれの性質に応じてF群 (Fundamental)、L群 (Legal) 又はA群 (Advanced) に区分される。

この「評価の視点」には、次の2つの機能がある。

- ① 各公共政策系専門職大学院が点検・評価活動を

表記の変更

大項目を統廃合し、その数及び名称を変更

各大項目における構成を変更

評価の視点における3つの区分を廃止する

る)。なお、個々の「基礎要件」や「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められる。

行う際の具体的な視点としての機能

② 本協会の評価者が公共政策系専門職大学院認証評価を行う際の具体的な視点としての機能

以上を踏まえて、各公共政策系専門職大学院は、本協会の公共政策系専門職大学院認証評価を申請するに際して、「評価の視点」に沿った点検・評価を行い、その結果を点検・評価報告書として「本文」の趣旨に沿って取りまとめることが求められる。一方、本協会の評価者は、「評価の視点」に沿いながら「本文」の趣旨に適ったものか否かを評価する。

◆ 「評価の視点」は、次の3つに区分される。

【F群 (Fundamental)】

公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項

この群の視点は、公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項を満たしているかについてのものである。すなわち、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材の養成という基本的な使命 (mission) を果たしているか、また、この基本的な使命を果たすために必要な教育課程その他の基本的な内容を有し、それを適切に運営し、教育活動として有効なものになっているかが問われる。

・ F群の視点に関して評価者は、以下の「提言」を付すことがある。

(5) 「本文」及び「評価の視点」に基づいた評価の結果、長所・特色に関する事項や改善を要する事項が見られ

<p>た場合には、次の区分及び要件で提言を付す。</p> <p><是正勧告></p> <p>① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な問題がある場合</p> <p style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"><是正勧告>の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要となる。</p> <p><検討課題></p> <p>① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、<是正勧告>には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合</p> <p>② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該専門職大学院の特色の伸長を図るために改善その他さらなる取組みが必要と判断される場合</p> <p style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"><検討課題>の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。</p> <p><長所></p> <p>① 当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している場合</p>	<p>① 基本的な使命 (mission) を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している場合は、当該事項を〈長所〉として取り上げる。</p> <p>② 問題がある場合は、当該事項に〈勧告〉を提言する。ただし、内容及び程度によっては、〈検討課題〉を提言する。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【L群 (Legal)】</p> <p>公共政策系専門職大学院に関わる法令事項</p> </div> <p>この群の視点は、各公共政策系専門職大学院が、専門職大学院設置基準等の関連法令を遵守しているか否かについてのものである。関連法令は、原則として「評価の視点」の後に名称及び条項を () で示している。</p> <p>・L群の視点に関して評価者は、以下の「提言」を付すことがある。</p> <p>① 問題がある場合は、当該事項に〈勧告〉を提言する。ただし、軽微な問題である場合は、〈検討課題〉を提言する。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【A群 (Advanced)】</p> <p>当該公共政策系専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項</p> </div> <p>この群の視点は、固有の目的を実現するために、各公共</p>	<p>提言の名称を変更</p>
--	--	-----------------

- ② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が上がっている、又は十分に機能している場合

<特色>

- ① 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、〈長所〉として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取組みとして評価できる場合

事項の種類	当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項	専門職大学院に関わる法令事項	個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項
認証評価における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題

政策系専門職大学院が取り組んでいる特色や強み等に関するものである。

- ・ A群の視点に関して評価者は、以下の「提言」を付すことがある。

- ① 固有の目的を実現するための取組みとして成果が上がっている又は十分に機能していると評価できる場合は、当該事項を〈長所〉として取り上げる。
- ② ①には当たらないものの、成果が高く期待できる、又は固有の目的に即した特色ある取組みとして評価できる場合は、当該事項を〈特色〉として取り上げる。
- ③ さらなる取組みが必要と判断される場合には、当該事項に〈検討課題〉を提言する。

◆ F群、L群及びA群を表にまとめると以下ようになる。

評価の視点の区分	F群 (Fundamental)	L群 (Legal)	A群 (Advanced)
定義	公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項	公共政策系専門職大学院に関わる法令事項	固有の目的に基づき、その特色を伸長するために必要な事項
認証評価における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題

<p>(6) 評価の結果、「是正勧告」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、専門職大学院として重大な問題が認められる場合に行う。</p>	<p>(※) 公共政策系専門職大学院の認証評価の結果は、「勧告」の状況を総合的に判断し、公共政策系専門職大学院基準に適合しているか否かを判定する。なお、公共政策系専門職大学院として重大な問題が認められた場合は、公共政策系専門職大学院基準に適合していないものと判定する。</p> <p>認証評価結果に付される提言のうち、「長所」及び「特色」については、日本の公共政策系専門職大学院の全体の水準を上げることを企図すると同時に、各公共政策系専門職大学院が取り組んでいる特色や強みを進展させることを目的に付すものである。</p> <p>これに対して、「勧告」及び「検討課題」については、当該公共政策系専門職大学院に対して、「改善計画」及び「課題解決計画」を立て、その具体的な改善措置を講じることを求める事項について付すものであり、評価結果を受領した半年後に公共政策系専門職大学院認証評価委員会において、「改善計画」及び「課題解決計画」の総合的な説明（プレゼンテーション）を求めることとする。</p> <p>「勧告」については、「改善計画」を説明した2年後に提出を求める改善報告書においては、改善が適切に完了していることを前提に、認証評価結果で指摘されるに至った経緯・経過、「改善計画」及びその後の改善完了状況を報告することが義務づけられる。</p>	<p>提言の名称を変更</p> <p>評価方法に関わる記載であることから、基準前文からは削除する。</p> <p>なお、評価結果の指摘事項に関する改善報告及びその検討方法については、『公共政策系専門職大学院認証評価ハンドブック』のみに記載することとした。</p>
---	--	---

II. 公共政策系専門職大学院基準

※斜線は「該当なし」を意味する

新	旧	改定の理由・内容
<p style="text-align: center;">公共政策系専門職大学院基準</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年 9 月 15 日決定 平成 22 年 2 月 25 日改定 平成 25 年 7 月 30 日改定 平成 28 年 1 月 29 日改定 平成 31 年 1 月 31 日改定 令和〇年〇月〇日改定</p>	<p style="text-align: center;">公共政策系系専門職大学院基準</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年 9 月 15 日決定 平成 22 年 2 月 25 日改定 平成 25 年 7 月 30 日改定 平成 28 年 1 月 29 日改定 平成 31 年 1 月 31 日改定</p>	
<p>1 使命・目的</p>	<p>1 使命・目的・戦略</p>	
<p>公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンク、コンサルティングその他の民間企業等において必要な公共の課題の解決に資する専門的知識及び広い見識を身につけるとともに、ローカルからグローバルまで、公共政策の実践の場で学生が目指すあり方に応じて活躍できるよう、幅広い視野を有し、高い職業倫理観及びリーダーシップをもった人材を養成することである。</p> <p>各公共政策系専門職大学院では、上述の基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念・目</p>	<p>項目 1：目的の設定及び適切性</p> <p>公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材を養成することである。</p> <p>各公共政策系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に合った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特</p>	<p>各項目にあった本文を大項目ごとにとりまとめた</p> <p>基本的な使命に、育成する人材像を具体化し、資質・能力を明記（下線部）</p>

<p>的に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。</p>	<p>色を反映していることが望ましい。</p> <p>項目 2 : 目的の周知</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。</p>	
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>		<p>「基礎要件」を新設</p>
<p>基礎要件データ表 1 : 固有の目的を定めた学則等</p>	<p>1-1 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。 F群</p> <p>1-2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。 (「専門院」第 2 条第 1 項) L群</p> <p>1-3 固有の目的を学則等に定めていること。(「大学院」第 1 条の 2) L群</p> <p>1-5 ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。(「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項)。 F群</p> <p>1-6 教職員、学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。 F群</p>	

<p>1-1 公共政策系専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。またその目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。</p>	<p>1-1 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。 F群</p> <p>1-2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。 (「専門院」第2条第1項) L群</p> <p>1-3 固有の目的を学則等に定めていること。 (「大学院」第1条の2) L群</p> <p>1-4 固有の目的には、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>※目的の特色については、評価の視点1-1に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>2 教育課程・学習成果、学生</p>	<p>2 教育内容・方法・成果</p>	
<p>各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋を図ることに留意し、法学、政治学、経済学の3分野を中心とする学際性を前提としながら、公共政策の場において必要とされる専門的知識を包括するよう教育課程を体系的・系統的に編成する必要がある。とりわけ、教育課程を通じて、学術理論や分析手法とともに、政策の立案・運用・検証までを行うことができる実践力を学生に修</p>	<p>(1) 教育課程・教育内容</p> <p>項目3：教育課程の編成</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー) を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋を図ることに留意し、教育課程を体系的に編成する必要がある。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即して、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置する</p>	<p>各項目にあった本文を大項目ごとにとりまとめた</p>

得させることが重要である。また、ローカルからグローバルまで、公共政策の実践の場で学生が目指すあり方に応じて活躍できるよう、幅広い視野をもち、高い職業倫理観及びリーダーシップをもつ人材養成を推進するための教育内容を導入し、固有の目的に即した特色ある授業科目を配置することが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、あらかじめ明示した方法・基準に基づき、各授業科目の成績評価を公正かつ厳格に行うとともに、適切に修了認定を行うことが求められる。また、各公共政策系専門職大学院の教育方法においては、理論と実務の架橋を図るとともに、実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールドワーク、インターンシップ等による双方向・多方向の授業等、各授業科目が設定した教育目標を達成するに適した教育方法を導入することが必要である。そのために、教育効果を十分に上げられるよう授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適切な学生数で授業を実施し、シラバスの作成及びその活用や、履修指導、予習・復習等に係る相談・支援などの取組みを通じて、学生の円滑な学習を実現することも求められる。

公共政策系専門職大学院の修了にあたり、学生がどのような能力・資質を身に付けたかを把握することは、当該専門職大学院の教育によってもたらされた成果を明らかにしてその適切性を検証し、改善・向上を図るためにきわめて重要である。その際、学習成果の把握・評価は、それを測るのにふさわしい方法・基準によって行うとともに、修了者の進路状況等についても把握し、教育上の成果を検証することが必要であ

ことが望ましい。

項目4：単位の認定、課程の修了等

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準及び方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

(2) 教育方法

項目5：履修指導、学習相談

各公共政策系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導及び学習相談においては、固有の目的に即した特色ある取組みを行うことが望ましい。

項目6：授業の方法等

各公共政策系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条

る。

件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、固有の目的に即して、適切な教育方法を開発するなどの特色ある取組みを行うことが望ましい。

項目 7 : 授業計画、シラバス

各公共政策系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更する場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

項目 8 : 成績評価

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準及び方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示した基準及び方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

項目 9 : 改善のための組織的な研修等

各公共政策系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。また、公共政策系専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し活用することが必要である。その際、教育の改善につながる仕組みを整備し、その仕組みを当該公共政策系専門職大学院内の関係者間で適切に共有することで、教育の改善が有効に機能するよう図っていることが必要である。また、授業評価の結果は公表する必要がある。くわえて、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及びその内容、方法の改善について、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

(3) 成果

項目 10 : 教育成果の評価の活用

各公共政策系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

適切かつ効果的な教育を実施するには、各公共政策系専門職大学院が、学生の受け入れにあって、求める学生像等を明確に打ち出し、これを踏まえながら適切かつ公正な選抜を行うことが重要である。また、適切な教育環境を継続的に保証し、十分な教育効果を上げていくためには、学生の定員管理についても特段の注意が求められる。さらに、学生がそれぞれの状況に関わらず十分な学習に取り組めるよう、体制を整備し支援することが必要である。

4 学生の受け入れ

項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法、手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていることが必要である。さらに、入学者選抜の方法等について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

項目 14：入学者選抜の実施及び検証

各公共政策系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を継続的に検証することが望ましい。さらに、入学者選抜の実施・検証においては、固有の目的に即し、体制、方法等の面で特色ある取組みを行うことが望ましい。

5 学生支援

項目 15：学生支援

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の支援体制等にもよりながら、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済

旧基準大項目 4 「学生の受け入れ」及び大項目 5 「学生支援」を統合

的支援に関する相談・支援体制を整備し、学生が学習に専念できるよう図ることが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者に対する支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

6 教育研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の施設及び設備を用いる場合も含め、各公共政策系専門職大学院の規模等に応じた施設及び設備を整備する必要がある。その際には、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設、設備又は人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

項目 18：図書資料等の整備

各公共政策系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書、電子媒体等の各種資料を計画的かつ体系的に整備するとともに、図書館

	<p>(図書室)の利用規程や開館時間は、学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>		<p>「基礎要件」を新設</p>
<p>基礎要件データ表 2 : 3つのポリシー</p>	<p>2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。 F群</p> <p>4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。(「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項) F群・L群</p>	
<p>基礎要件データ表 3 : 学位の名称</p>	<p>2-15 授与する学位には、公共政策系分野の特性や当該公共政策系専門職大学院の教育内容に合致するふさわしい名称を付していること。(「学位規則」第5条の2、第10条) F群・L群</p>	
<p>基礎要件データ表 4 : 単位の設定</p>	<p>2-8 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間(教室外の準備学習及び復習を含む。)等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。(「大学」第21条、第22条、第23条) L群</p>	
<p>基礎要件データ表 5 : 単位数の上限設定</p>	<p>2-9 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。(「専門院」第12</p>	

	条) L群	
基礎要件データ表6：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定	2-10 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該公共政策系専門職大学院の教育水準、教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。(「専門院」第13条、第14条) L群	
基礎要件データ表7：課程修了の要件	2-11 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。 (「専門院」第2条第2項、第3条、第15条) L群 2-13 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。 (「専門院」第16条) L群 2-14 在学期間の短縮を行っている場合、その基準及び方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準及び方法を、公正かつ厳格に運用していること。 F群	
基礎要件データ表8：定員管理	4-6 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。(「大学院」第10条第3項) F群・L群	
2-1 公共政策系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に	2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。 F群	

説明していること。		
<p>2-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の能力・資質等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。</p> <p>(1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンク、コンサルティングその他の民間企業等において必要な公共の課題の解決に資するよう、法学、政治学、経済学の3分野を中心とした学際的な知識を修得させる幅広い科目を配置していること。</p> <p>(2) 公共政策系分野の人材にとって必要な思考力、分析力、実践力、コミュニケーション力を修得させる科目を配置していること。</p> <p>(3) ローカルからグローバルまで、公共政策の実践の場で学生が目指すあり方に応じて活躍できるよう、幅広い視野を有するとともに、高い職業倫理観及びリーダーシップをもった人材を養成する観点から科目を編成していること。</p> <p>(4) 公共政策系分野における基礎的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。</p>	<p>2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。「専門院」第6条) F群・L群</p> <p>(1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識(法学、政治学、経済学の3つの分野を基本にした幅広い科目)、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。</p> <p>(2) 公共政策系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p> <p>2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。F群</p> <p>2-6 グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。A群</p>	
2-3 固有の目的の実現に向けて、各公共政策系専門職大学院の特色を反映した教育課程を編成していること。	2-6 グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。 A群	※授業科目の特色については、評価の視

	2-7 授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。 A群	点 2-3 に関連して各大学が説明することとする
2-4 通信教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。	2-21 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第 8 条第 2 項) L群 2-22 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門院」第 9 条)	
2-5 授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。	2-24 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。 F群	
2-6 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。	2-17 インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。 F群 2-20 実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。(「専門院」第 8 条第 1 項) F群・L群 2-23 授業方法その他教育方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群	※授業方法の特色については、評価の視点 2-6 に関連して各大学が説明することとする
2-7 下記のような取り組みがなされ、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援	2-16 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。 F群 2-18 履修指導及び学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群	※履修指導、学習相談の特色については、評価の視点 2-7 に関連して各大学が説明することとする

	<p>2-25 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。 （「専門院」第10条第1項）F群・L群</p> <p>2-26 授業をシラバスに従って適切に実施していること。シラバスの内容を変更する場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。F群</p>	
2-8 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらを利用して適切な学生数で授業を実施していること。	<p>2-19 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門院」第7条）L群</p> <p>6-1 講義室、演習室その他の施設及び設備を公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門院」第17条）F群・L群</p> <p>6-6 施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群</p>	※教育環境の特色については、評価の視点2-8～2-11に関連して各大学が説明することとする
2-9 自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。	<p>6-2 学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。F群</p> <p>6-6 施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群</p>	
2-10 図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。	<p>6-6 施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群</p> <p>6-7 図書館（図書室）には公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書、電子媒体等の各種資料が計画的かつ体系的に整備されていること。F群</p>	※図書資料等の整備に関する特色については、評価の視点2-10に関連して各大学が説明することとする

	<p>6-8 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。 F群</p> <p>6-9 図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
2-11 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。	<p>6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。 F群</p> <p>6-6 施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
2-12 授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習にかかる評価を公正かつ厳格に行っていること。また、その結果について組織的に検証を行っていること。	<p>2-27 成績評価の基準及び方法を適切に設定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門院」第10条第2項） F群・L群</p> <p>2-28 学生に対して明示した基準及び方法に基づいて、成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第10条第2項） F群・L群</p>	
2-13 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	<p>2-29 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入していること。 F群</p>	
2-14 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。	<p>2-12 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門院」第10条第2項） L群</p> <p>2-14 在学期間の短縮を行っている場合、その基準及び方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準及び方法を、公正かつ厳格に運用していること。 F群</p>	

<p>基礎要件データ表 17：学位授与の状況</p>	<p>2-14 在学期間の短縮を行っている場合、その基準及び方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準及び方法を、公正かつ厳格に運用していること。 F群</p>	
<p>2-15 学生の学習成果、修了者の進路状況、学生・修了者・就職先等の意見などを踏まえ、多角的な視点から教育活動の適切性を検証していること。また、検証結果に基づき、教育課程及びその教育内容、方法等の改善・向上に取り組んでいること。</p>	<p>2-32 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。 F群</p> <p>2-34 教育課程及びその内容、方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p> <p>2-35 修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。（「学教法施規」第 172 条の 2 第 1 項）。 F群・L群</p> <p>2-36 固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。 F群</p>	<p>※教育課程・内容、方法の改善の特色については、評価の視点 2-15 に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>2-16 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明確にしていること。</p>	<p>4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第 165 条の 2 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項） F群・L群</p> <p>4-7 入学者選抜の方法など学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p> <p>4-10 入学者選抜の実施や検証の体制又は検証の方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>※学生の受け入れに係る取組みの特色については、評価の視点 2-16～2-17 に関連して各大学が説明することとする※入学者選抜の実施や検証の体制・検証の方法に係る取組みの特色については、評価</p>
<p>2-17 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。</p>	<p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準、方法及び手続を設定していること。 F群</p> <p>4-3 選抜方法及び手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社</p>	

	<p>会に公表していること。 F群</p> <p>4-4 入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準及び方法に適った学生を受け入れていること。 F群</p> <p>4-7 入学者選抜の方法など学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p> <p>4-8 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。 F群</p> <p>4-9 学生の受け入れ方針、選抜基準、方法等を継続的に検証しているか。 A群</p> <p>4-10 入学者選抜の実施や検証の体制又は検証の方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>の視点 2-16～2-17 に関連して各大学が 説明することとする</p>
<p>2-18 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。</p>	<p>4-6 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項） F群・L群</p>	
<p>2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。</p>	<p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。 F群</p> <p>5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。 A群</p> <p>5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>※学生支援の特色については、評価の視点 2-19～2-22 に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p>	<p>4-5 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。 F群</p> <p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。 F群</p> <p>5-4 障がいのある者に対する支援体制を整備し、在籍する学</p>	

	<p>生の必要に応じて支援を行っていること。 F群</p> <p>5-6 社会人学生や留学生のための支援体制を整備し、支援を行っているか。 A群</p> <p>5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p> <p>6-3 障がいのある者のための施設及び設備を整備していること。 F群</p>	
2-21 適切な体制のもと、奨学金などの経済的支援及び各種ハラスメント対策に関する周知・相談・支援が行われていること。	<p>5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。 F群</p> <p>5-3 奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。 F群</p> <p>5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
基礎要件データ表 18：留年・休学・退学の状況	5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。 F群	
2-22 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の卒業後活動、同窓会活動に対して必要な支援を行っていること。	<p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。 F群</p> <p>5-7 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。 A群</p> <p>5-8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	
3 教員・教員組織	3 教員・教員組織	
公共政策系専門職大学院として負う使命を果たし、またそ	<p>項目 11：専任教員数、構成等</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固</p>	各項目にあった本文を大項目ごとにとりまと

<p>れぞれが掲げる目的の実現を果たすために、各公共政策系専門職大学院は教育研究上必要かつ十分な数の専任教員を置かなければならない。その際、当該専門職大学院で養成する人材は、高度の専門的能力と倫理性等の資質を備えた専門職業人であり、理論に裏打ちされた実践が可能な者であることに十分な留意が払われなければならない。そのため、専攻分野について優れた研究業績や高度な実務経験等を有し、かつ教育上の指導能力を有する教員を置くことはもとより、<u>主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と、主に高度な実務経験等を有する教員（実務家教員）のバランスが取れたものであることが必要である。</u>また、<u>当該専門職大学院における教育研究活動の持続可能性を確保し、その活性化を図っていくことに留意した専任教員構成でなければならない。</u></p> <p>将来にわたって教育研究活動の水準を維持するうえでは、優れた研究業績や高度な実務経験等を持つ者を適切に任用する必要がある、教員の募集、任免及び昇格は所定の手続及び方法によって公正に実施することが必要である。<u>また、組織的な取組みによって教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。</u>さらに、専任教員に求められる役割は授業科目の担当のみならず、当該専門職大学院の運営等にも及ぶことから、各専門職大学院においてそれぞれの専任教員の役割を明確にし、専任教員の諸活動等について適切に評価しなければならない。</p> <p><u>専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによ</u></p>	<p>有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務を架橋する教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性にも考慮することが望ましい。</p> <p>項目 12：教員の募集・任免・昇格</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用を図ることが必要である。</p> <p>6 教育研究等環境</p> <p>項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備</p> <p>（前略）教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設、設備又は人</p>	<p>めた</p> <p>従来から重要視していた点を明記（下線部前半）</p> <p>研究の重要性を新規要素として設定（下線部後半）</p> <p>公共政策系専門職大学院における研究の意義・研究の対象について新規要素として設定</p> <p>旧基準大項目 6「教育研究等環境」をこの大項目に組み入れることから、記述を追加</p>
---	--	--

<p>って、専任教員の十分な教育研究活動を保障し学問的創造性の伸長につなげることが必要である。</p>	<p>的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。</p> <p>項目 18：図書資料等の整備</p> <p>各公共政策系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書、電子媒体等の各種資料を計画的かつ体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。</p>	
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>		<p>「基礎要件」を新設</p>
<p>基礎要件データ表 9：専任教員数</p>	<p>3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項） F 群・L 群</p>	
<p>基礎要件データ表 10：教授の割合</p>	<p>3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項） L 群</p>	
<p>基礎要件データ表 11：実務家教員</p>	<p>3-4 専任教員に占める実務家教員の割合は、公共政策系分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項） L 群</p> <p>3-5 専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項） L 群</p>	
<p>基礎要件データ表 12：みなし専任教員</p>	<p>3-6 実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その</p>	

	数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第 53 号」第 2 条第 2 項） L群	
基礎要件データ表 13：専攻分野における、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力	3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門院」第 5 条） F群・L群	
基礎要件データ表 14：専任教員の年齢構成	3-10 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第 8 条第 5 項） L群	
基礎要件データ表 15：専任（兼担）教員	3-7 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 2 項） L群	
3-1 教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。	3-12 教授、准教授、助教、講師、客員教員、任期付き教員等の教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。 F群	
3-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度な実務経験等を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの	3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者	

<p>教員も教育上の指導能力を有していること。</p>	<p>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 (「専門院」第5条) F群・L群</p> <p>3-4 専任教員に占める実務家教員の割合は、公共政策系分野 で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上である こと。(「告示第53号」第2条第1項、第2項) L群</p> <p>3-5 専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有 し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。(「告 示第53号」第2条第1項) L群</p>	
<p>3-3 教育課程の中核をなす授業科目については、原則とし て、専任の教授又は准教授を配置していること。それら の科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ 定められた基準及び手続によっていること。</p>	<p>3-8 公共政策系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基 礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目 について専任教員を中心に配置していること。また、当 該分野において理論性を重視する科目及び実践性を重 視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。 F群</p> <p>3-9 教育上主要と認められる授業科目については、原則とし て、専任の教授又は准教授を配置していること。また、 兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準 及び手続によって行われていること。 F群</p>	
<p>3-4 専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないもの であるとともに、当該専門職大学院の分野特性を踏まえ つつ多様性を考慮したものであること。</p>	<p>3-10 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮しているこ と。(「大学院」第8条第5項) L群</p> <p>3-11 教員は、職業経歴、国際経験、性別等の多様性をどのよ うに考慮しているか。 A群</p>	
<p>3-5 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準 及び手続を定め、それらに基づき公正に実施しているこ と。</p>	<p>3-13 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基 準及び手続に関する規程を定め、運用していること。 F群</p>	
<p>3-6 専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実</p>	<p>2-30 授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研</p>	

<p>施していること。その際、理論と実務の架橋の質向上にも留意し、実務家教員のみならず研究者教員の実務に関する知見の充実や、実務家教員の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に特に努めていること。</p>	<p>修及び研究を実施すること。(「専門院」第11条) F群・L群</p> <p>2-31 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。 F群</p>	
<p>3-7 当該専門職大学院の教育に資するため、研究者教員にあつては専門分野の学術的研究に取り組み、実務家教員にあつては公共政策の実務に関する知見の充実及び刷新を図れるよう促すこと。</p>		<p>新設</p>
<p>3-8 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。</p>	<p>6-13 専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。 F群</p> <p>6-14 専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献、組織内運営への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>※専任教員の諸活動の評価に関する特色については、評価の視点3-8に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）、及び人的支援（TA等）を行っていること。</p>	<p>6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。 F群</p> <p>6-6 施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p> <p>6-10 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。 F群</p> <p>6-11 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。 F群</p> <p>6-12 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。 F群</p>	<p>※研究環境の特色については、評価の視点3-9に関連して各大学が説明することとする</p>

	<p>連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。「専門院」第6条の2) L群</p> <p>(1) 学長又は当該公共政策系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員</p> <p>(2) 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者</p> <p>(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）</p> <p>(4) 当該公共政策系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該公共政策系専門職大学院の長が必要と認める者</p>	
4-1 当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。		
4-2 教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。		
4-3 教育内容、教員人事等で関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等がなされていること。		
4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。	7-1 点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。「学教法」第109条第1項) F群・L群	※外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等の特

	<p>7-2 点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。 F群</p> <p>7-4 点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。A群</p> <p>7-5 外部評価の実施など、点検・評価の仕組み、組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群</p>	<p>色については、評価の視点 4-4～4-7に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>4-5 外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。</p>	<p>7-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。F群</p> <p>7-4 点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。A群</p> <p>7-5 外部評価の実施など、点検・評価の仕組み、組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群</p>	
<p>4-6 教育課程連携協議会を活用するなど、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。</p>	<p>2-5 公共政策系分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成していること。(「専門院」第6条第2項) L群</p> <p>2-33 教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。(「専門院」第6条第3項) L群</p> <p>7-5 外部評価の実施など、点検・評価の仕組み、組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。A群</p>	
<p>4-7 当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報</p>	<p>7-5 外部評価の実施など、点検・評価の仕組み、組織体制、</p>	<p>※情報公開の特色については、評価の視</p>

<p>を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会の理解形成に向けて取り組んでいること。</p>	<p>実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p> <p>7-6 点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。 (「学教法」第109条第1項) F群・L群</p> <p>7-7 認証評価の結果を学内外に広く公表しているか。 A群</p> <p>7-8 公共政策系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。(「学教法施規」第172条の2第1項及び第2項) F群・L群</p> <p>7-9 情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	<p>点4-7に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>4-8 民間企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続きでなされ、また資金の授受・管理等が適切に行われていること。</p>	<p>6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。 F群</p>	
<p>4-9 各公共政策系専門職大学院の使命及び固有の目的を踏まえた社会貢献活動を行っていること。</p>	<p>6-6 施設、設備又は人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。 A群</p>	